

ナショナリズムの多様化

石井 龍一*

Multi-Dimension of Nationalism

Ryuichi ISHII

要旨

国家体制（国家権力、国民、領土）が成立し、維持される前提を考える。本来、国家権力の正統化の条件として、国民の間に社会的、文化的、或いは生活上の価値が共有される必要がある。しかし、この様な国家権力の正統性と国民の共有価値の相互の関係については、新興国の例に現われる様に多様であり、又、西欧式のモデルなり普遍主義との関係が問題となる。小論は、この様な多様性の国際的な許容が必要ではないかとの観点を若干分析してみることとした。

キーワード：国家権力、国民の共有価値、非世俗化、イスラム、ナショナリズム

一．はじめに

小論は、国家権力の正統性をめぐって、いわゆる普遍主義の立場を取ると、宗教に係わる非世俗化、民族主義などが正当視されない傾向をもつ点を多少取り上げたい。国家権力の正統性についてイデオロギー的な側面から考える場合と、中央集権の性質と必要性に関して国民の価値観から考える場合を一応、区別して論じることにする。この様な区別は、中央集権国家の正統性そのものについて模索している国（アフガニスタン、シンガポール等）に関して、特に必要である。しかし、これらの側面は、各国ごとにかなり多様である。従って、普遍主義の観点から正当視されない傾向をもつナショナリズム等によって説明される面も大きいと考えられる。

*教授 国際政治・経済学

二. 国民の共有価値と国家体制

1. 国家権力の正統性

国民の共有価値という用語は、講学的な術語ではなく、国家権力の正統性の立証に係わっている。(例えば、1965年以後、シンガポールでは、その政治原理に関する模索が続き、1991年に「国民・共有価値白書」⁽¹⁾が発表された。) つまり、国民が一定の政治体制（国家権力、領土、国民）を選択する基準として、どの様な価値の実現を寄託するかという側面に係わっている。この様に寄託される共有価値として、個人、家族の擁護（生存、治安）、社会の繁栄、宗教的調和などが掲げられる⁽²⁾。そして共有価値の実現に最適の政治原理が正統化される。同時に、この様な政治的な正統化は、西欧式の自由主義（普遍主義の一部）⁽³⁾とこれを補完する公共イデオロギーとの組合せで説明される⁽⁴⁾。即ち、先のシンガポールのケースでは、西欧式の自由主義によってはアジア型の共有価値が充分実現できず、かえって公共政策を実施する動機づけが得られない。そのため自由主義を補完する他の公共イデオロギーと組合される、とする⁽⁵⁾。（シンガポールの場合、コミュニタリアズム。）

右の類型は、西欧式のイデオロギーを中心集権的な国家の成立にあてはめたものと云えよう。そこで、シンガポールのケースを離れてやや一般的に、政治原理の組合せを考えれば下記（表1）の様に整理される。（但し、イデオロギーとして不適合なものも含む。）

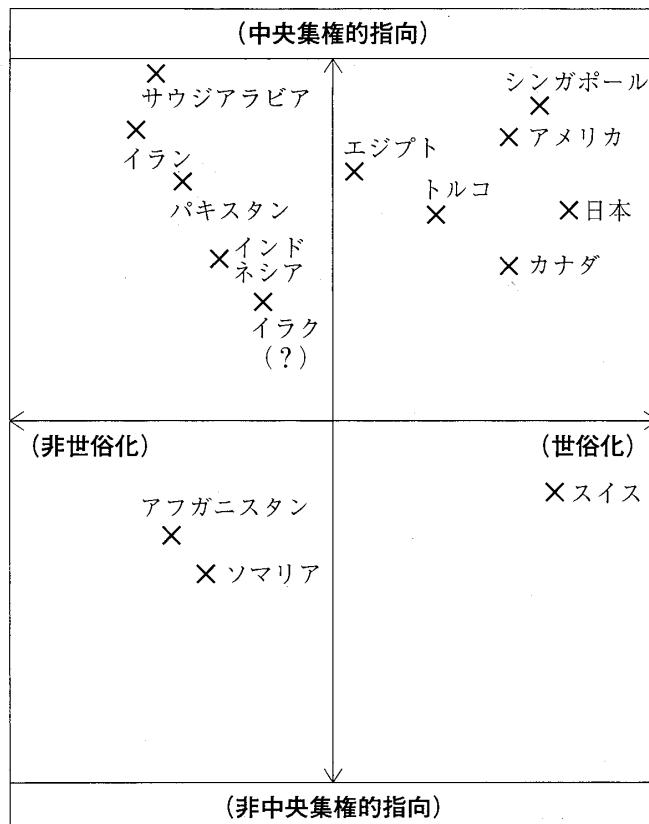
これに対して、ミルトン・エドワード⁽⁹⁾は、この様な概念化は、西欧式、及び西欧式を基本とする応用の事例であるとの観点に立ち、世俗化（政治原理としての非宗教化）の側面を重視する。その前提として、国家の世俗化は、西欧式にあてはまるが、歴史的な必然過程ではないと考え、国民の共有価値の実現の多様性に注目する。従って、おおざっぱに言えば、たて軸に、中央集権的指向←非中央集権的指向をすえ、横軸に世俗化（セキュラリズム）←非世俗化を

(表1)

国民・領土 国家権力 (イデオロギー)	補完的公共イデオロギー
自由主義	(1) ナショナリズム (6) (2) 民主主義 (7) (3) 共和主義 (4) 特定宗教 (5) 王権 (6) (8)

ナショナリズムの多様化

(表2)



する。その具体例を例示すれば、(表2) の様になろう。

(表2) の立場から (表1) を批判すれば次の様になろう。即ち、(イ) 自由主義をいわゆる普遍主義の一部として、国民個人の人権のレベルでとらえるのか、又は「外的な媒体」(植民地主義、パックス・オスマニカ等) からの自由、つまり国民国家のレベルでとらえるのかによって、(表1) の整理の意味合いが異なる。(特に、前者の意味の自由主義であれば、その対象は、西欧式等に限定される。)(ロ) 補完的公共イデオロギーは、自由主義と対立的なイデオロギーを含む上、複数のものが混在しているのが実情である。それ以上に、国家体制の支配的な政治原理として、自由主義と補完的公共イデオロギーが組み合わされていない多くのケースを説明できない。(ハ) そもそも国家体制の三大要素（国家権力、領土、国民）を分別することそのものを拒否する汎民族主義、汎イスラム主義などの原理を組み入れることができない。(二) 個人レベルでの帰属意識（ナショナリズム）が未分化の状態⁽¹⁰⁾のまま、国家権力の形成が進行するケースを説明できない。

これに対して、(表2) の整理は、国家権力の正統性の有無については、普遍主義（自由主

石井龍一

(表3)

国家権力 (中央集権)の 正統化 国民(共有価値)	自由主義 (国名)	非世俗主義 (国名)	ナショナリズム (国名)	共和主義 (国名)	汎民族主義 (国名)
○民主主義 ○世俗主義	○アメリカ ○フランス ○日本など		○ブラジル ○アルゼンチン ○ベトナム など	○シンガポール	○コスモ ポリタリズム
○民主主義 ○非世俗化の可能性 ○ナショナリズム	○トルコ ○インドなど	○iran ○イスラエル	○カザフスタン ○ウズベクスタン ○エジプト	○マレーシア ○インドネシア (?)	
○非民主主義(選挙制度 などを伴わない) ○非世俗主義		○パキスタン ○サウジアラ ビアなど ○アフガニス タン(?)	○シリア ○イラク(?)		○汎民族主義 運動 ○汎イスラム 運動

義、民主主義など)との関連でとらえるのではなく、国民の共有価値の実現性の観点からとらえる。この共有価値の達成の観点で中央政府の集権性の程度、性質が最適である場合、国民によって国家権力の正統性が支持される、という考え方である。また、この様に普遍主義の基軸によらない国家群(表2の中の、アジア、中近東諸国など)の場合、右でいう共有価値を支配するのが非世俗主義(政治原理としての宗教)である、との立場をとる。従って、エドワードの右の考え方沿って、(表1)の考え方を整理した場合、(表3)の様になろう。

右の分類は、概略的な性質上、例えば、次の様な不明確さを伴う。即ち、(イ)民主主義と云う場合、審議型の民主主義⁽¹¹⁾を意味するのか否か、或いは、国民の共有価値の達成のため現実に機能している実質面を指すのか否か。(この点は、共和主義についても、同様。)(ロ)アメリカの様に、普遍主義を掲げるが故に、ナショナリズムの側面が外部から見えにくいケース⁽¹²⁾をどう考えるか等の問題があろう。

しかし、重要な点は、国家権力の中央集権の程度との関連上、次の側面である。即ち、(イ)専制主義に近い場合においても、「専制主義」として標榜されるケースはないこと(つまり、(表3)の横軸に示される何らかの正統化が行われること)、(ロ)専制主義の場合、国民が実現を目指す複合的な共有価値の一部しか達成されないので、以下(2)の通りの問題が生じる。

2. プロテスト・ポリティックス

先のエドワーズによれば、プロテスト・ポリティックスは、次の三種類に区別される。即ち、(イ) 国内で対立する集団相互の間で共有価値を争うプロテスト行動、(ロ) 極度の中央集権(専制主義)に対立するプロテスト行動、(ハ) 植民地主義、帝国主義、グローバリズムなどの外的な媒体に対するプロテスト行動、である。この様な整理に基づいて、アフガニスタンを一例として取り上げると、次の通りとなろう。

(i) 国家の形成としては、1796年にイランの大ホラーサン州の一部から独立した時に始まる。従って、この時点で右の(ハ)が作用した様に見えるが、独立行動は、パシュトゥン人の部族長アフマド・アブダーリと、タジク人等他の部族の首長との協議(シュラ)⁽¹³⁾に基づく集団的指導(ロヤ・ジルガ)の下で行われた。同時に、国民としてのアフガニスタン人の意識はなく、従って、共有価値として民族主義(ナショナリズム)が作用していた訳ではない。この意味で、右の(ハ)のプロテスト行動は、民族主義に分化していない部族主義を共有価値とする場合でも、その実現を目指して実行されることになる。

(ii) 英国統治を経て、1893年にいわゆるデュランド・ラインの設定(パシュトゥン人の分断)によって、パキスタンとの国境が引かれた。民族主義への分化という観点からは、1920年代のアマーヌッラ・ハーンによる近代化政策が重要だが、共有価値としての部族主義、及びモスレム共同体は、更に強化された⁽¹⁴⁾。

(iii) アフガニスタンにおけるプロテスト・ポリティックスの上で最も重要な契機の一つは、1979年から1989年までの対ソ連戦争である。この間、どのような共有価値が支配的であったかについて、有力な観察者⁽¹⁵⁾は、次の様に見る。即ち、この間においても国民意識(ナショナル・アイデンティティ)は希薄であり、各部族(パシュトゥン、タジク、ウズベク、ハザラ、アイマク、ファールス、バローチ、トルクメン、キジルバシュ)ごとのモスレム共同体への帰属意識の方が支配的であった。(「ソ連に対して夫々の峡谷ごとに戦った。」)

この見方によれば、プロテスト・ポリティックスとして、右の(イ)と(ハ)が混在した状況にあった、ということになる。エドワーズは、この様な見方に加えて、対ソ連戦争は、米国による戦備面の援助とサウジアラビア、UAEによる資金援助等によって遂行され、冷戦のコンテクストが支配したとする。更には、右の(ハ)のプロテスト・ポリティックスは、国家単位、民族単位のプロテストに限定される必然性がなく、汎民族主義、汎イスラム主義とも結びついた、と見る。この結果、後者(モジヤヒディンの一部)は、戦争後、ボスニア、チュニジア、アルジェリア等へ流出した、とする。(この点で、プロテスト・ポリティックスとして、民族単位(国家単位)のものと、汎民族主義のものを区別する意義が強調されている。特に、

後者は冷戦の産物として強化・拡散したことに見られるとおり、外的な媒体（レジーム）が国家横断的であればあるほど、プロテスト行動の側も国家横断的となる点を重視する。）

(iv) ソ連の撤退後、ナジーブラ大統領時代の内戦とウズベク人によるクーデタを経て、タリバーンによる支配が完成した（98年）。その国家体制について、先の（表3）の要領で整理すれば、次の様になろう。

右の表で示される通り、国家権力の正統化と国民の共有価値の両面において、専制主義の性格をもつ。即ち、非世俗化は、イスラム・スンナー派以外の排除として進められ、又、部族主義は、パシュトゥン人以外の排除として進められた。従って、プロテスト・ポリティックスとして、先の（イ）の分類から（ロ）への転換が起った。但し、現実には、右の転換は、汎イスラム主義を標榜する暴力主義グループ（アルカイダ）に対する米国等による掃討作戦と合体して、遂行された。

しかし、国民の共有価値の観点からみると、専制主義との対立であると同時に、顕在化しなかった共有価値（即ち、治安を除いて、飢餓からの救済、繁栄、部族間の調和等）を求めるプロテスト・ポリティックスの面があった、と言える。この点、次の整理が重要となろう。即ち、（A）非世俗化は専制主義がもたらす場合があるが、専制主義をもたらすものが常に非世俗化運動である訳ではない、（B）専制主義に対立するプロテスト・ポリティックスは、国民の共有価値を求める行動であり、世俗化、非世俗化のいづれとも結びつく。（この点、サダメ・フセイン治下のイラクは、専制主義であったが、非世俗化運動と結びついていた訳ではない。逆に、その専制主義と対立したのは、宗教勢力であった。従って、フセインが汎イスラム主義と協力したという図式は、想定しにくい。アメリカ政府は、この点の混同から抜けていな様に考えられる。）

この様に、プロテスト・ポリティックスは、非世俗化（特に、特定の宗教なりその宗派の優位を争うもの）と結びついていない場合が多い。その他の例を挙げれば、次の通りである。

(a) レバノンのヒズボラ（イスラエルの軍事占領に対立するシーア派の軍事組織）は、2000年5月に、レバノン南部で占領を続けるイスラエル軍を追放したが、この回復地をその後、レバノン中央政府（キリスト教徒による中央政府）に引き渡した。その理由について、ヒズボラは、この軍事行動の目的が同地域に対するレバノンの統治権を回復することにあった、と説明した。（この点、アメリカは、ヒズボラの活動は、非世俗化を目的とするものであるとして、

(表4)

国家権力の正統化 国民の共有価値	非世俗化（イスラム教スンナー派）
○プロテスト・ポリティックス ○非世俗化 ○非民主主義	○部族主義（パシュトゥン人の支配：部族連合（ロヤ・ジルガ）の否定）

ナショナリズムの多様化

ヒズボラ脅威論を宣伝しているが、この宣伝と矛盾した行動がみられることは、確かである。)

(b) トルコにおいて、九六年に憲法裁判所の判決によって福祉党は、モスレム至上主義（エクセッショナリズム）の政党とされ、非合法化された。しかし、同党は、イスラム教徒を支持基盤とするが、非世俗化を目指すものではない。実態は、国民の共有価値を争うプロテスト・ポリティックスを担っている。

(c) エジプトの人口の約10パーセントを占めるコプト派（キリスト教）によるプロテスト・ポリティックスは、非世俗化を求めるものではない。

(d) 多数の宗教勢力が併存しているが故に世俗国家の建て前をとっている諸国（ブルネイ、マレーシア、インドネシア、パキスタン、シリア、マリ、チャド等）において、特定の宗教宗派を基盤としつつ、プロテスト・ポリティックスを展開する勢力がみられる。これらは、非世俗化を目指すものではなく、専制主義との対立か、或いは自治権の獲得を目的としている場合が多い。

(iv) アフガニスタンの例について、最近の状況はどうであろうか。少なくとも、次の二点が注目される。第一に、アフガニスタン人の帰属意識（ナショナル・アイデンティティ）の面で、対ソ連戦争中は、既に述べた通り、民族意識よりも部族意識の方が支配的であった。（マフマルバフによれば⁽¹⁶⁾、当時、アフガニスタン人について国民としての具体的イメージはなく、パシュトゥン人、タジク人など部族としてのイメージが強かった。そのため、同一の部族が住むイランのスィースタン・バルチスタン州やホラーサン州においては、アフガニスタンから難民としてこれらの部族が流入し、長期間滞留することを通じて、むしろ、イラン側の方にアイデンティティ危機（流動化）が発生した、とする。この点は、パキスタン等においても、同様の状況であるものと、推測される。）

第二に、2004年の国内総選挙を目途として、国民の共有価値がどの様に変化してきたか、という点である。国民の共有価値を表現するものとして、まずアフガニスタン憲法の変化がある。（1964年の王権に基づく憲法は、2004年1月に、大統領制に更められた。）但し、法の体系としては、イスラム法（条文化されたものではなく、「コーラン」を正統な権威をもって解釈するイスラム法の最高解釈機関がエジプトのカイロにある。）⁽¹⁷⁾の下にある。しかし、「法の前の平等」（旧憲法でも抽象的に規定）を実質化する男女の平等などが盛込まれた。同時に、社会の慣習としても、これらが実態化されつつあるとみられる。他方、政治原理としては、人口の約二割を占めるタジク人が強力な大統領職を占めた場合は、人口の約四割を占めるパシュトゥン人が議会の多数派を占めると予想されるため、国民意識と部族意識のいづれが優先するかという、既述の問題が注目されよう。

3. 外的な媒体（レジーム）と国民の共有価値

先に述べた通り、国民の共有価値を実現する手段として国家の中央集権性の程度、性質が問われるとの立場に立つ場合、国家権力の正統性に関するイデオロギーが、西欧型に限定される必然性はない。（即ち、制度としての普遍主義（民主主義、自由主義等）ではなく、実態的に国民の共有価値（非世俗主義も含む）を実現する観点からみて、「普遍主義は、普遍的では有り得ない。」）同時に、国民の共有価値の中味と国家権力の正統性は、次元の異なる、別の問題である。特に、外的な媒体（パックス・アメリカーナ、或いはグローバリズムなどのレジーム）が後者と抵触する場合、前者との混同をも伴うことが大きな問題である。

2002年に行われたフリーダム・ハウス⁽¹⁸⁾の調査によれば、次の通りである。

（イ）1990年代に、アメリカを中心とする欧米諸国は、何十億ドルもつぎ込んでイスラム世界の「民主化」プロジェクトを実施したが、所期の狙いを達成しなかった。（ロ）自由主義（国家権力の正統性）と非世俗化（国民の共有価値）の組み合わせの点で、イスラム各国は、次のように分類される。（表5）

（ハ）右の表でも分る様に、フリーダム・ハウスとしては、モスレム国家と民主主義は、両立しない、という見方はとらない、としている。本来、この様に「モスレム国家と民主主義は、両立し難い」という設定が、なぜ流布しているかが問題となる。この点を振り返ると、（i）既に述べた通り、国家権力の正統性の問題と國

（表5）

国家の正統性 共有価値	制度的な世俗化 (国の数)	部分的な世俗化 (同左)	制度的な非世俗化 (同左)
民主主義	4カ国	18カ国	
非民主主義			28カ国

民の共有価値の問題は、性質上別の問題であるにも拘らず、混同されていること。（この様な混同は、もともと意図的なものであり、グローバライゼーションを外的に主要なレジームと成す立場に奉仕している、との見方もある。）⁽¹⁹⁾（ii）モスレム世界において、イスラム法の枠内で代議制民主主義が可能である、という有力な主張があること⁽²⁰⁾。（iii）アルジェリアの「イスラム救済戦線」（FLN）の様に、西欧型民主主義を拒否する理由が、一党独裁ないし専制主義を自己弁護することにあり、イスラム法の解釈と関係のないケースがあること。（iv）サミュエル・ハンチントン、マーチン・クレマーの様に、「イスラム世界では民主主義は、成立しない」と説く西欧世界のオピニオン・リーダーの影響力が強いこと。（v）旧ソ連圏からの新興独立国において、国民の帰属意識（ナショナル・アイデンティティ）を成立、発展させる上でイスラムが中心となっているが、国民の共有価値として民主主義の発展が求められていること（カザフスタン、アゼルバイジャン等）。（vi）既に述べた通り、プロテスト・ポリティッ

ナショナリズムの多様化

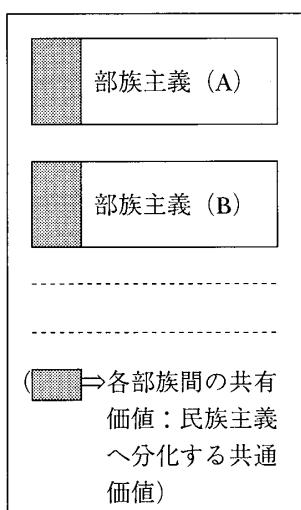
クスを担うイスラム勢力の目的が、世俗的、又は非世俗的な専制主義との対立にあるケース（前者としては、インドネシアのアブドゥラマン・ワヒッド、後者については、サウジアラビアのシーグ・サルマン・アル・アウダに夫々代表される）も多いこと、等の各側面を比較する必要があろう。

4. ナショナリズムの多様化

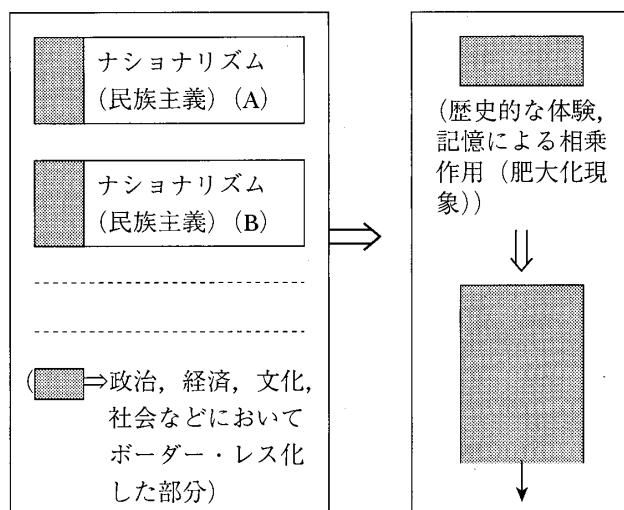
（イ）国家権力の正統性、或いは国民の共有価値、及びこれらをめぐるプロテスト・ポリティックスを論じる場合、国家権力、領土、及び国民が構成的な要素ないし枠組である。従って、強弱、又は性質の相異は別として、いわゆるナショナリズム⁽²¹⁾との関連が常に問題となる。この意味で、ナショナリズムに分化していないと考えられる部族主義、ナショナリズムの超克を標榜する汎民族主義、汎イスラム主義の二つについて、ナショナリズムとの関連を若干考えてみる。この点は、既に論じた諸点を前提として、次の様に整理されよう。（表6、及び表7）

まず（表6）に示される様に、共有価値としての部族主義が外的な媒体（アフガニスタンの例では、旧ソ連）によって侵食された場合、部族主義（(A), (B), ……）は、民族主義へ分化する共通価値（具体的には、「夫々の峡谷ごとの戦争」であるため、対外的な協力は顕在化しない。しかし、戦後の安全、食料、経済的な繁栄などの面で価値を共有する）を持つ。他方、部族主義は、非世俗主義（特に、特定の宗派による優位）へ分化する場合もあるので、常に民族主義に分化する訳ではない（タリバーン支配の例）。しかし、（表6）の段階を経た場合、少なくともいづれかの方向（又は、両方向の併存）へ分化すると云えるのではないか。

（表6）



（表7）



他方、（表7）に示した、政治、経済、文化、社会などにおけるボーダー・レス化は、云うまでもなく外的なレジームとの関係によって発生する。このレジームは、普遍主義の浸透なりグローバリゼーションに集約されるが、論理的に世俗化の問題と関連する訳ではない。しかし、「イスラムは、民主主義と両立しない」、或いは、国民の共有価値が非世俗化にある場合に、直ちにその国家権力は正統化されないと、極端な混同が、相当程度、西欧等に存在する。このため、右のボーダー・レス化は、非世俗化との関連では、歴史的、時間的に肥大化した意味合い、影響をもたらしている、と云える。特に、右のイスラム・イメージは、18世紀以来、国家横断的に共有され（従って、反西欧主義も相当程度、国家横断的）、しかも、この様なイメージ喚起のため、シンボル（十字軍など）も操作される。この結果、（表7）で示すボーダー・レス化の影響を受ける部分が、国民の共有価値（非世俗主義、ナショナリズムなど）の上で過大な比重を占めるというイメージが発生している。この点、いわゆる汎イスラム主義の標榜と非世俗化運動は、実態上、別の問題である。（例えば、2001年9月11日のテロ事件後、イスラム諸国機構（57カ国）、及び在英などのモスレムは、テロ行為を非難し、汎イスラム主義の標榜が、宗教的解釈に起因しないとの理解が広まった。）にも拘らず、右に述べたイメージ喚起とシンボル操作が行われることによって、国民の共有価値、特に、ナショナリズムの重要な部分が侵食される結果をもたらしている。

（口）他方、汎イスラム主義と区別される汎民族主義に対しては、サウジアラビアのファイサル元国王の様に、「外来思想（「トロイの馬」）を国内に持ち込むもの」で、非世俗化（ムスリム・ウンマへの忠誠）と王権の組合せだけで国家権力の正統化としては、充分である、との立場が典型的であろう⁽²²⁾。従って、パシュトゥニスタン、クルドニスタン運動やバスク問題などを別とすれば、国家権力の正統性の観点から汎民族主義が組み込まれる事例は、少ない。（台湾に対する中国、一時のエジプト等に限られよう。）逆に、国家権力の正統性の点でナショナリズムが大きな比重を占めている場合、汎民族主義と対立する。（パシュトゥニスタン、クルドニスタン運動、バスク問題に係わる周辺国、或いは台湾等。）

以上に加えて、国家権力の正統性、及び国民の共有価値の面で普遍主義の比重が大きいアメリカ等の場合、外面向いて、ナショナリズムが見えにくい構造となっているだけでなく、自らもこれを意識しにくい構造となっている。しかし、このことによって、国家権力の正統性と国民の共有価値を区別する必要性と多様性を理解する余地が少くない点が問題である。（つまり、先に述べた通り、非世俗化運動が専制主義と対立する、反対に世俗国家が専制主義に陥っている事例などに関して「混同」しないことが必要である。）この様な必要性と多様性の受容は、換言すれば、ナショナリズムの多様性に伴って一層緊要になっている、と考えられる。

三. おわりに

政治、経済、社会、文化等諸分野におけるボーダー・レス化は、外的なレジーム（グローバリゼーション等）の拡大、強化に比例して、各分野に重層的に関連づけて理解される傾向をもつ。しかし、例えば、イランで生産される「ザム・ザム・コーラ」がサウジアラビアに販路を拡大した、或いは、このことによってコーラなりペプシの販売額に影響が出たと云った事実をもって、反グローバリゼーションの動きであるとか、反米主義の現れであるとか、更には、パレスチナ問題と関連づけてみる解釈さえ現われる。これは、ボーダー・レス化された部分、領域に関する肥大化したイメージを生み出すものであるばかりか、そもそもモスレム世界は、政治、経済、宗教と云った諸領域を分別、区別しないのだと云うイメージに起因している。しかし、これは、上記二、に述べた「混同」の一種であり、モスレム側の観点においては、「分別、区別」の意識は、「聖戦マニア」（ジihad。十九世紀にインドのサイード・アフマッド・ハーンが提唱し、エジプトのラシッド・リダ等に影響を与えた、とされる。）においてすら、言及されている。（つまり、宗教としてのイスラムに対する侵食に対して戦うが、政治とは一線を画する。）「言及される」とこと「存在する」とことは、別の問題であるが、国家権力の正統性と国民の共有価値の両面において、世俗化、非世俗化、民族主義、普遍主義が混在し、個々に多様化している状況を示すものであることは、確かであろう。

注

- (1) Michael Hill 他, "The Politics of Nation-building and Citizenship in Singapore" ROUTLEDGE, 1995, p.217 参照。
- (2) 同上
- (3) 佐伯啓思、「現代民主主義の病理」NHKブックスの第一章参照。
- (4) 岡本仁宏他「アジアの近代化と国家形成」御茶ノ水書房の第二章参照。
- (5) 上記(4) 参照
- (6) Pastor, Robert, "A Century's Journey" BASIC BOOKS, 1999, pp.191-238 参照。
- (7) 上記(3) 参照。
- (8) 社会主義、部族主義などが挙げられる。
- (9) Milton-Edwards, Beverly, "Islam and Politics in the Contemporary World", POLITY, 2004 参照。
- (10) モフセン・マフマルバフ、「アフガニスタンの仏像は破壊されたのではない、恥辱のあまり崩れ落ちたのだ」現代企画室, 2001年, 参照。
- (11) J. S. Dryzek, "Deliberative Democracy and Beyond" OXFORD UNIV. PRESS, 2000, pp.8-30 参照。
- (12) 上記(6) 参照。

石井龍一

- (13) 上記(9) ミルトン・エドワーズの著作の136ページ参照。
- (14) 同上の32ページ、及び211ページ参照。
- (15) 注(14)参照。
- (16) 同上
- (17) 棟居快行、「アフガン憲法の旅」書斎の窓、有斐閣、2003年12月参照。
- (18) Freedom House, "Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties" FREEDOM HOUSE, 2002, 参照。
- (19) 上記(9)の91-98ページ参照。
- (20) 同上
- (21) 本執筆者、「繁栄とナショナリズム」本大学研究紀要(2004年3月)19-31ページ参照。
- (22) 上記(9)の168ページ参照。

引用文献

- 1) Milton-Edwards, Beverly, Islam and Politics in the Contemporary World, POLITY, 2004, pp.32-211 etc.
- 2) Pastor, Robert, A Century's Journey, BASIC BOOKS, 1999, pp.191-238.
- 3) 岡本仁宏他、『アジアの近代化と国家形成』御茶ノ水書房、1996、pp.35-58.
- 4) Dryzek, J. S., Deliberative Democracy and Beyond, OXFORD UNIV. PRESS, 2000, pp.8-30.
- 5) Rubin, B, The real roots of Arabanti-Americanism, FOREIGN AFFAIRS, 2002, pp.73-85.
- 6) モフセン・マフマルバフ、『アフガニスタンの仏像は破壊されたのではない、恥辱のあまり崩れ落ちたのだ』現代企画室、2001。
- 7) Connolly, William. E., Democracy and Territoriality, MILLENIUM, 1991, pp.463-484.